

## はじめに

本市では、保幼小連携推進のため平成17年度から市内3小学校区でモデル事業を実施し、その実践的研究に取り組みました。その成果を連携カリキュラムや実践事例等にまとめた「幼保小連携事業報告書」として市内全保育所・幼稚園・小学校に配布しました。今後は、この報告書に続き、連携の意義や内容・成果を分かりやすく示した「保幼小連携プログラム「つながる」」をテーマを定めて作成していきます。第1号のテーマは「知る」です。連携のために、まず、お互いのことを知りましょう。

また、次号以降では、どうしたらスムーズに連携が出来るかを学び、更に、連携による子ども達の育ちを実感するといった発展的な構成としていきます。市内約400の保育所・幼稚園・小学校に、それぞれの状況に合わせて活用していただき、連携の更なる推進を図ります。

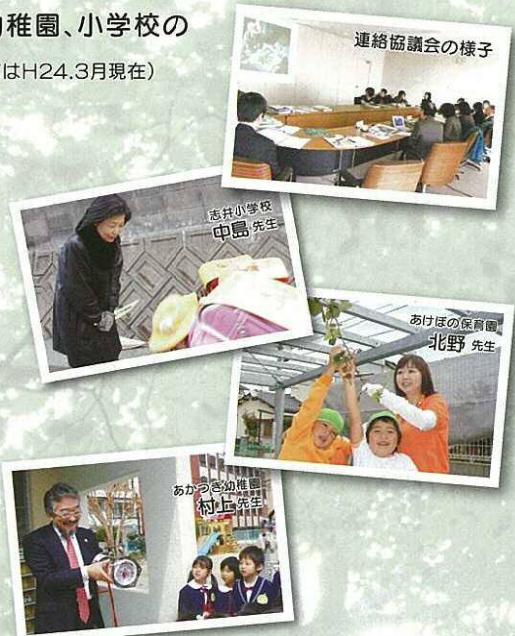
## 連絡協議会について

本市の保幼小の連携をさらに推進していくため、公私立の保育所・幼稚園・小学校の各代表による「保幼小連携推進連絡協議会」を設置しました。（役職名などはH24.3月現在）

### 【連絡協議会】

会長 中島 由紀子 北九州市立小学校校長会(志井小学校長)  
副会長 北野 久美 北九州市保育所連盟(あけぼの保育園長)  
副会長 村上 順滋 北九州市私立幼稚園連盟(あかつき幼稚園長)  
平沢 茂 北九州市保育所連盟(ナオミ愛児園長)  
中山 美奈子 北九州市立保育所所長会(折尾保育所長)  
中尾 暢宏 北九州市私立幼稚園連盟(わしみね幼稚園長)  
北口 利恵子 北九州市立幼稚園園長会(足原幼稚園長)  
大竹 ひとみ 北九州市立小学校校長会(八児小学校長)

アドバイザー 木下 光二 鳴門教育大学大学院教授



## 保幼小連携にむけて

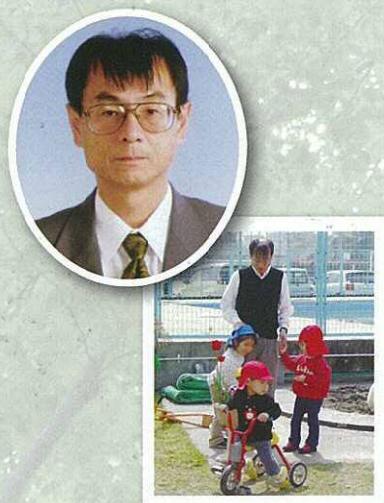
北九州市保幼小連携推進連絡協議会会員  
鳴門教育大学 大学院教授

木下 光二 先生

新しい幼稚園教育要領や保育所保育指針、小学校学習指導要領にも連携の必要性が明記され、様々な施策とともに、平成11年の秋には接続のための報告書が出されました。内容として、幼児期から児童期への滑らかな連続性を図るためにには、幼児期にどのように育ってきたのか、そして児童期以後、どのように育っていくのかを両者でもって共有する大切さが述べられています。いわゆる、「子どもがつながる」「教員がつながる」「教育課程がつながる」ことが重要であり、つながるためには、情報交換や交流活動への最初の一歩を踏み出すことが大切です。本リーフレットはそのための架け橋となることでしょう。

北九州市という大きな都市で、保幼小連携推進プロジェクトが進められることは先進的な試みです。無理なく出来ることから始め、全国に向けてよい情報を発信してくれることを期待しています。

子どもたちの笑顔のために、つながることが何より大切です。



## 本市の保幼小連携体制について

子どもの発達や学びの連続性を保障するため、保育所保育指針・幼稚園教育要領・小学校学習指導要領に、児童期と児童期の接続に関して相互に留意する旨が規定されました。本市では、一層の連携推進を図るため、これまでの連携推進事業の実績や課題を基に、保幼小連携推進の体制づくりに取り組んでいきます。下記は、「幼保小連携事業報告書(H21年3月)」中の「保幼小連携の3ステップ」をもとに、「連携のポイント」をまとめたものです。これを参考に、相互理解のもと、無理のない互恵性のある連携に取り組みましょう。

小学校は文部科学省  
が管轄する  
学校教育法に  
規定する学校

小学校

POINT  
学習指導要領解説  
(生活編)第1章総説

### 保幼小連携 3ステップ

#### 既存のカリキュラムで 無理なくできるところから

STEP  
1

- ・互いの行事への参加
- ・小学校の教科などの学習への参加
- ・互いの研修会への参加

STEP  
2

#### キーパーソンを位置付けて

- ・各校・園で連携の窓口を一本化
- ・キーパーソンの打ち合わせの定例会
- ・学校全体・園全体で情報を共有化

STEP  
3

#### 互いの計画をつなげよう

- ・互いの年間計画への位置付け
- ・年度末に次年度の計画を立案
- ・保護者への積極的な広報

#### 保育所保育指針

第3章 保育の内容  
第4章 保育の計画及び評価

POINT

#### 保育所保育方針などの施行に 際しての留意事項について

第3章 保育所児童保育要録関係

幼稚園教育要領  
第3章第1

POINT

幼稚園教育要領解説  
第3章第1第3節5

保育所

保育所は厚生労働省  
が管轄する保育に  
欠ける子を預かる  
児童福祉施設

幼稚園は文部科学省  
が管轄する  
学校教育法に  
規定する学校

幼稚園